

答申書

1 審査会の結論

処分担当課が行った別表の項番8（イ）から項番12（イ）欄に記載の決定については、いずれも妥当である。なお、別表の項番1から項番7については、開示されているため審議の対象とならない。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表の（ウ）欄に記載のとおりである。

（2）処分担当課の主張

処分担当課の主張は、おおむね別表の（エ）欄に記載のとおりである。

3 調査審議の経過

令和2年10月22日	諮問
令和2年11月6日	審議
令和3年1月4日	審査請求人から再反論書及び証拠書類收受
令和3年2月9日	口頭意見陳述、審議
令和3年3月3日	審議

4 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった文書について、審査請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

（1）争点

本件における争点は文書の存否である。

（2）具体的な理由

① 項番1から7については、再検討により文書が特定され、既に開示されている。

② 項番8について、処分担当課は、導入後の費用対効果の比較検証は行っていない、従って該当する文書が存在しない、と主張している。文書が存在しないのであれば開示は不可能であり、ほかに存在を認めるに足る根拠もな

い。

③ 項番9について検討したところ、処分担当課は、「防犯灯」と「街灯」が同一であることを示す法規定中の定義は存在せず、同一とするための行政文書そのものを作成、取得していないと主張している。

審査請求人が主張する「おいらせ町議会平成29年第1回定例会、第2回定例会における説明、第1次おいらせ町総合計画の記載、広報おいらせの記載等」には「防犯灯」と「街灯」が混在するが、同一であることを説明した文書ではない。

④ 項番10及び11について、処分担当課は、平成19年度から平成22年度に実施した街路灯整備事業により旧町時に設置した防犯灯が統合集約され、その後、平成28年度に街路灯LED照明導入賃貸借事業により照明器具及び管理運用形態が変わったことで、おいらせ町防犯灯設置管理要綱に基づき運用している防犯灯は現存しないと主張している。平成19年度から平成22年度に実施した街路灯整備事業以後、町防犯灯設置管理要綱による管理がなされていないという趣旨の弁明から、同管理要綱に基づいた運用がなされていないのであれば、当該文書が存在しないとしても不自然ではない。よって、文書が存在しないのであれば開示は不可能であり、ほかに存在を認めるに足る根拠もない。

仮に「防犯灯」と「街灯」が同一であるとすれば、同管理要綱に基づき管理されるべきであるが、町は街灯として管理しており、同管理要綱に基づいた運用がされていないため、「防犯灯」と「街灯」が同一であるという文書が存在しないと考えるのは自然である。

⑤ 項番12について、処分担当課は、2020年度予算として執行しており決算書そのものが存在せず、2020年度決算額とその内訳書が存在しないとしている。当然に開示は不可能である。

(3) 結論

したがって、不存在を理由として不開示とした処分担当課の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会は、公開の可否について審議する機関であり、口頭意見陳述において審査請求人が「争点」とした「①「原処分の取消」の是非」、「②弁明の是非:棄却を求める事」、「③審査請求の事務手続きの遵法性」、「④審査体制・審査担当課の是非」、「⑤2つの要綱の有効性とその施行」について審議する機関ではないため、それらについて判断する権限、責任を有しないことを付言する。

別表

項番	(ア) 請求する文書の件名又は内容	(イ) 決定	(ウ) 審査請求人の主張	(エ) 処分担当課の主張
1	無電極ランプ(エバーライト)の導入の方式:リース契約(借り上げ)か非リースかが分かる文書	再検討により開示	過去に町民の声や直接の問い合わせ等により、まちづくり防災課に確認したところ、回答が得られたため開示すべき行政文書が存在する。	開示済み
2	無電極ランプ(エバーライト)の導入時期が分かる文書	再検討により開示	同上	同上
3	無電極ランプ(エバーライト)の設置基数が分かる文書	再検討により開示	同上	同上
4	無電極ランプ(エバーライト)の導入・設置総費用が分かる文書	再検討により開示	同上	同上
5	無電極ランプ(エバーライト)の導入完了の翌年度以降の年間街灯電力料金が分かる文書	再検討により開示	同上	同上
6	無電極ランプ(エバーライト)の導入以後の維持費用(修理費用、等)が分かる文書	再検討により開示	同上	同上
7	LED街灯の導入以降の維持費用(修理費用、等)が分かる文書	再検討により開示	同上	同上

8	LED街灯の導入後の比較検討・改善効果の検証	不開示	同上	導入後の費用対効果の比較検証は行っておらず、対象文書が存在しない
9	「防犯灯」と「街灯」が同一であることを示す文書	不開示	おいらせ町議会平成29年第1回定例会、第2回定例会における説明、第1次おいらせ町総合計画の記載、広報おいらせの記載等から文書が存在する。	「防犯灯」及び「街灯」に関して組織的に用語として引用しているものは「おいらせ町防犯灯設置管理要綱」及び「おいらせ町街灯設置費等補助金交付要綱」の2つの文書のみであるが、いずれも規定中に「防犯灯」と「街灯」が同一である定義は確認できない。「防犯灯」と「街灯」を同一とする行政文書を作成、取得していない。
10	おいらせ町防犯灯設置管理要綱第8条3に定める防犯灯管理台帳及び防犯灯位置図	不開示	「防犯灯」と「街灯」が同義であり、「おいらせ町防犯灯設置管理要綱」に定める規定が適用されるため、そこに定められている「防犯灯管理台帳（様式第4号）及び防犯灯位置図」は作成、保管が必要であり、その文書は存在する。	おいらせ町防犯灯設置管理要綱の規定に基づいた運用は行っておらず、「防犯灯管理台帳」、「防犯灯位置図」は存在せず、対象文書を保有していない。
11	おいらせ町防犯灯設置管理要綱第10条に定める別に定められた規定書	不開示	「防犯灯」と「街灯」が同義であり、「おいらせ町防犯灯設置管理要綱」に定める規定が適用されるため、そこに定められている「別に定められた規定書」は作成、保管が必要であり、その文書	おいらせ町防犯灯設置管理要綱の規定に基づいた運用は行っておらず、「別に定められた規定書」は存在せず、対象文書を保有していない。

			は存在する。	
12	2018～2020年度の予算・決算に関する一般会計予算に関する説明書に記載の、LED街路灯借上料、街灯設置工事費に関する予算金額の積算根拠文(内訳明細)書及び決算額とその内訳明細書のうち、2020年度決算額とその内訳書	不開示	開示決定通知の記述について紙(原本写し)と誤りがある。	2020年度予算として執行しており決算書そのものが存在しない。なお、開始決定通知の2020年度決算額とその内訳書の備考欄は「不存在」と記載すべきところ、表記を誤ったものである。